

障がい者向け紙おむつ給付新制度で「おむつ購入費助成」を利用する方へ

1 利用できる方(対象者)

以下の2点を満たす方が、対象となります。

市の紙おむつ現物給付との併給(重複利用)は、できません

- ① 浦安市に住んでいて、住民票の登録のある2歳以上の障がい者の方
- ② 排尿又は排便の機能障がい又は意思表示が困難等の理由により、日常生活においておむつ等の装着を必要としている方。

※ 生活保護法等で、別途扶助を受けることができる方は対象外です。

※ 特別養護老人ホーム等の介護保険で扶助を受けることができる方は対象外です。

2 購入費助成の利用状況例

- ① 病院等に入院時に病院指定の紙おむつを使用した場合
- ② 病院等に入院時の利用者自身で購入し、持ち込んだ場合
- ③ 市の紙おむつ現物給付(白十字販売から配達)のカタログ内の紙おむつが合わない、利用が難しい等の理由により、利用者自身で紙おむつを購入した場合

3 助成額

障がいの区分や程度	月額上限額
重度の障がいのある方 (身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、Aの1、Aの2、精神障害者保健福祉手帳1級)	12,000円 (うち <u>関連消耗品は、4,800円</u> まで)
中軽度の障がいのある方 (身体障害者手帳3～6級、療育手帳Bの1、Bの2、精神障害者保健福祉手帳2・3級)	6,000円 (うち <u>関連消耗品は2,400円</u> まで)

※ 病院等に入院中の紙おむつ代の購入費助成は、重度・中軽度の障がいの程度に関わらず、月額上限額12,000円です。(但し、別途入院していたことがわかる書類等の提出が必要となります。)

4 助成対象となる品物

助成対象となる品物は、「紙おむつ及び尿取りパット と 関連消耗品」です。

【重要】 関連消耗品について

- ◎ 上限額すべてを関連消耗品のみでの助成はできません。
必ず、紙おむつと一緒に購入してください。
- ◎ 関連消耗品にも、限度額があります。詳しくは助成額の表をご覧ください。
- ◎ 関連消耗品とは、「防水シート」「おしり・からだ拭き」「消臭・防臭(防臭ゴミ袋含む)」「介護用手袋」のうち、紙おむつを使用する障がい者のために専用に使用する消耗品となります。家族の他の方との共用、別の用途での利用する場合は、対象外となります。

5 手続き方法

紙おむつ購入費助成を利用するには、下記の流れに沿ってご申請ください。

【手続きの流れ】

① 購入費助成の申込み(給付申請)

以下の書類を、浦安市障がい福祉課(3階)にご提出ください。

- ・ 浦安市障がい者等紙おむつ・おむつ購入費給付申請書
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し

※ 市の紙おむつ現物給付との併給(重複利用)はできませんので、現物給付を利用中の方は、この時点で、「現物給付の停止届」の手続きも行います。

② 市から給付決定通知書が届きます。

この通知書に「給付(助成)開始日」が記載されていますので、その日以降の紙おむつ代の領収書が、購入費助成の対象となります。

③ 利用者自身が、紙おむつや関連消耗品を購入

④ 領収書を領収日・支払日・クレジットカードの決済日を基準に、月ごとに「紙おむつ代」と「関連消耗品代」に分けて集計をしてください。

【重要】日付の基準

支払った紙おむつ代に対する助成金となりますので、日付の基準は、紙おむつを使用した日ではなく、「紙おむつ代の領収日・支払日」となります。なお、入院の場合は、退院時精算となるケースが多いため、使用した期間を基準とします。

⑤ 購入費の請求(交付申請)

以下の書類を、浦安市障がい福祉課(3階)にご提出ください。

- ・ 浦安市障がい者等紙おむつ購入費交付申請書
- ・ 紙おむつ代や関連消耗品代を支払ったことがわかる領収書等

※ 月ごとに「紙おむつ代」と「関連消耗品代」に分けて集計した上で申請してください。

なお、一度請求した月分は、追加の請求は受付できませんので、必ず月ごとにまとめて申請してください。

※ 対象期間は領収日・支払日から1年以内になります。

※ 交付申請書や領収書等で、「紙おむつ代」や「関連消耗品代」を支払った内容や内訳が確認できない場合は、請求の申請を受付できませんので、ご注意ください。